付 議 第 5 号

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規 則議案

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(昭和47年高知県教育委員会規則第7号)の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則(平成4年教育委員会規則第1号)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月日

高知県教育長 伊藤 博明

高知 県 教 育 委 員 会 規 則 第 号

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則

第1条 高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(昭和47年高知県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成10年12月文部省告示第176号」を「平成20年

3月文部科学省告示第28号」に改める。

付則に次の1項を加える。

(平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間に高等学校に入学する生徒に関する特例)

- 3 平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間において高等学校の第1学年に入学する生徒(同日前に高等学校に入学し、同一の学年に在学することとなった生徒を含む。)に関する第2条及び第3条の規定の適用については、これらの規定中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。
- 第2条 高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を 次のように改正する。

第1条中「平成20年3月文部科学省告示第28号」を「平成29年3月文部科学省告示第64号」に改める。

第3条 高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を 次のように改正する。

第1条中「平成21年3月文部科学省告示第34号」を「平成30年3月文部科学省告示第68号」に改める。

第2条及び第3条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探 究の時間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は 平成33年4月1日から、第3条の規定は平成34年4月1日から施 行する。

高知県教育委員会規則

◎ 高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部 を改正する規則

新

Щ

.

雅

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(抜粋)

本則

(瀬旨)

第1条 この規則は、中学校学習指導要領 (平成 20 年 3 月文部科学省告示第 28 号) 及び高等学校学習指導要領 (平成 21 年 3 月文部科学省告示第 3 4 号) に定めるもののほか、中学校及び高等学校の教育課程を適切に編成するため必要な事項を定めるものとする。

付 則

•2 略

(平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間に高等学校に入学 する生徒に関する特例)

平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間において高等学校 の第1学年に入学する生徒(同日前に高等学校に入学し、同一の学年に 在学することとなった生徒を含む。)に関する第2条及び第3条の規定 の適用については、これらの規定中「総合的な学習の時間」とあるのは 「総合的な探究の時間」とする。

##

照

衣

崧

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(抜粋)

皿

本則

(趣匠)

第1条 この規則は、中学校学習指導要領 (平成 10 年 12 月文部省告示第 176 号) 及び高等学校学習指導要領 (平成 21 年 3 月文部科学省告示第 34 号) に定めるもののほか、中学校及び高等学校の教育課程を適切に編成 するため必要な事項を定めるものとする。

付則

2 密

四 新

雅

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(抜粋)

本則

(趣配)

この規則は、中学校学習指導要領(平成29年3月文部科学省告示 第64号)及び高等学校学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第3 4号)に定めるもののほか、中学校及び高等学校の教育課程を適切に編 成するため必要な事項を定めるものとする。 第1条

谣

权

表

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(抜粋)

皿

本則

(趣配)

この規則は、中学校学習指導要領 (平成 20 年 3 月文部科学省告示 第28号)及び高等学校学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第3 4号)に定めるもののほか、中学校及び高等学校の教育課程を適切に編 成するため必要な事項を定めるものとする。 第1条

新 旧 対

新

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(抜粋)

本則

(超加)

第1条 この規則は、中学校学習指導要領 (平成 29 年 3 月文部科学省告示第 64 号) 及び高等学校学習指導要領 (平成 30 年 3 月文部科学省告示第 68 号) に定めるもののほか、中学校及び高等学校の教育課程を適切に編成するため必要な事項を定めるものとする。

(高等学校の履修単位数) 第2条 高等学校の卒業までに履修する教科・科目及び総合的な探究の時 間の単位数は、74単位以上とする。

ロント目が13、11 十四公二 こう。 (高等学校の卒業単位数)

第3条 高等学校の卒業に必要な教科・科目及び総合的な探究の時間の修得単位数は、74単位以上とする。

表

照

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(抜粋)

本則

(瀬四)

第1条 この規則は、中学校学習指導要領 (平成 29 年 3 月文部科学省告示第 64 号) 及び高等学校学習指導要領 (平成 21 年 3 月文部科学省告示策 3 4号) に定めるもののほか、中学校及び高等学校の教育課程を適切に編成するため必要な事項を定めるものとする。

高等学校の履修単位数)

第2条 高等学校の卒業までに履修する教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数は、74単位以上とする。

(高等学校の卒業単位数)

第3条 高等学校の卒業に必要な教科・科目及び総合的な学習の時間の修得単位数は、74単位以上とする。

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する議案説明

1 一部改正の目的

- (1) 学習指導要領の改訂に伴う規則改正に関して、改正漏れのあった部分について必要な改正を行う。
- (2)中学校及び高等学校の学習指導要領の全部を改正する告示に伴い、必要な改正を行う。

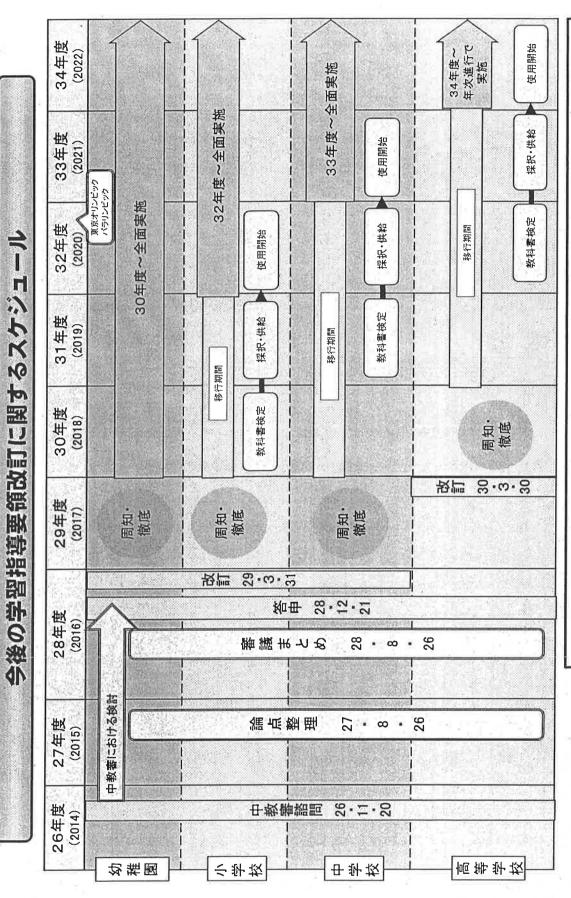
2 一部改正の内容

- (1) 第1条中「平成10年12月文部省告示第176号」を「平成20年3月文部 科学省告示第28号」に改める。
- (2) 平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間に高等学校に入学する生徒に関する特例を付則に加える。
- (3) 第1条中「平成20年3月文部科学省告示第28号」を「平成29年3月文 部科学省告示第64号」に改める。
- (4) 第1条中「平成21年3月文部科学省告示第34号」を「平成30年3月文 部科学省告示第68号」に改める。
- (5) 第2条及び第3条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に 改める。

3 施行期日

上記 $2(1) \sim (5)$ の施行期日は以下のとおりである。

- (1)・(2) については公布の日から施行する。
- (3) については平成33年4月1日から施行する。
- (4)・(5) については平成34年4月1日から施行する。



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。 特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

1. 移行期間における基本方針

新高等学校学習指導要領への円滑な移行のため、移行期間(平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間)においては、教科書等の対応を要しない場合など可能な範囲で、新高等学校学習指導要領による取組を推進していく。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

2. 移行措置の内容

(1) 総則

新高等学校学習指導要領によることが適さない事項を除き、新高等学校学習指導要領による。

(2) 各教科等

- ①総合的な探究の時間及び特別活動
 - 総合的な探究の時間
 - → 従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等学校学習指導要 領による。
 - •特別活動
 - → 新高等学校学習指導要領による。
- ②指導内容の変更などにより特例を定める教科
 - 地理歷史、公民
 - → 新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用する。
 - 家庭
 - → 新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加 えて指導する。
- ③新高等学校学習指導要領によることができることとする教科
 - 保健体育、芸術、福祉、体育、音楽、美術
 - → 新高等学校学習指導要領によることができる。
 - ※ 福祉には、科目「福祉情報」を加える。

(注)特例の適用時期及び対象について

移行期間中の教育課程の特例については、基本的に、平成31年度以降、在籍する全ての生徒に適用する。 ただし、総合的な探究の時間に関する特例については平成31年度以降に高等学校に入学した生徒に適用し、 家庭に関する特例については平成30年度以降に高等学校に入学した生徒に適用することとする。